

大学等連絡先及び教育実習費の支払いに当たっての所得税の区分について

大学名	郵便番号	所在地	担当部局	担当者名	電話番号	FAX	E-mail（所属）	所得税区分

当室から発出する令和6年度教育実習に係る各種通知はこちらで回答いただいたE-mail（所属）アドレスに送付します。郵送による通知は行いませんので、必ずメールをご確認いただきますようお願いします。

令和6年度教育実習費の支払い（大学等から指導教員への振込）に伴う貴学での源泉徴収事務において適用する所得税区分を選択してください。
教育実習修了後、回答の区分（税率）で京都市教育委員会が教育実習費の支払いにかかる源泉徴収額を計算します。

